

## ■ 都市計画道路とは

都市計画法に基づいて計画される道路で、

円滑な都市活動、都市の利便性の向上、良好な都市環境の確保のために必要な施設



位置、延長、幅員、車線数などを定める

### 都市計画道路を定める意義

- ・計画段階における整備に必要な区域の明確化
- ・土地利用や各都市施設間の計画の調整
- ・住民の合意形成の促進

1

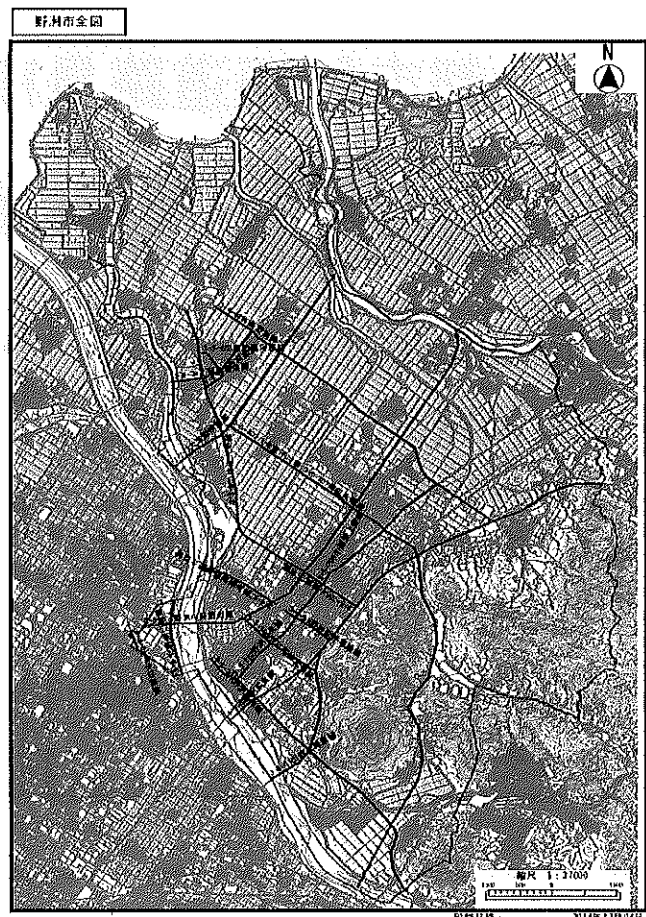
## 野洲市の 都市計画道路

ほとんどが昭和30年～40年代に  
都市計画決定される



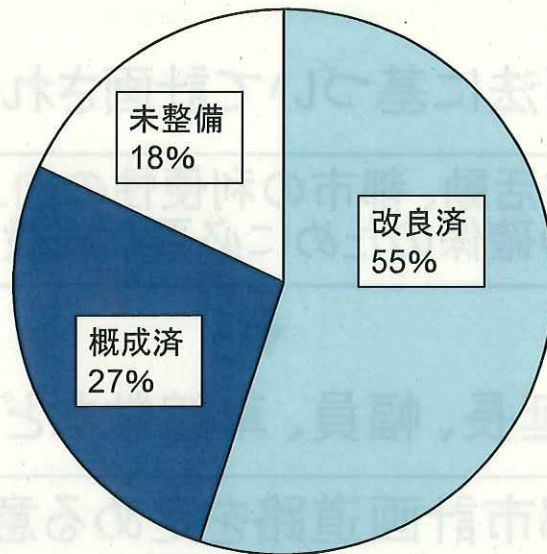
最新状況 平成26年12月現在

路線は野洲市決定11路線と  
滋賀県決定9路線があります



縮尺 1:27000  
2014年12月04日

## 野洲市の都市計画道路の整備状況 (平成26年12月現在)



- 改良済→計画どおり整備が完了している区間
- 概成済→改良済ではないが、ある程度の幅員の現道がある区間
- 未整備→現道が無い区間、又は現道はあるが幅員が狭く、計画道路と同等の機能を持っていない区間

## 都市計画道路見直しの背景・目的

### 社会経済情勢の変化

- 環境重視社会への対応
- 人口減少、少子高齢社会の進展
- 高度経済成長から低成長時代へ
- 社会資本整備における財政的制約

### 道路に求められるニーズの変化

- 都市の歴史や地域特性をいかしたまちづくりと整合のとれた道づくり
- 既存施設を有効に活用した効率的な道づくり

# 見直しの進め方

- (1) 必要性・実現性・優先性の検討
- (2) 交通ネットワークにおける交通処理の検討
- (3) 変更対象路線の基本的な検討
- (4) 都市計画道路見直し案の作成  
現状維持・変更追加・廃止

5

## ■ 都市計画決定の進め方

- ① 都市計画案を作成
- ② 法第16条(公聴会の開催)・・・市民への説明
- ③ 法第17条(都市計画の案の縦覧等)・・・  
計画案の縦覧(2週間)
- ④ 法第19条(市町村の都市計画の決定)・・・  
都市計画審議会の開催
- ⑤ 法第20条(都市計画の告示等)・・・決定告示

6



## 都市計画道路3・5・602八夫童子川線の変更の流れ(野洲市決定)

- ①h26. 12月 都市計画審議会にて事前説明
- ②h27. 1月予定 市民への説明
- ③h27. 2月予定 図書の縦覧(2週間)  
周知はHPや都市計画課窓口
- ④h27. 3月予定 都市計画審議会にて諮問答申
- ⑤h27. 4月予定 決定告示

7

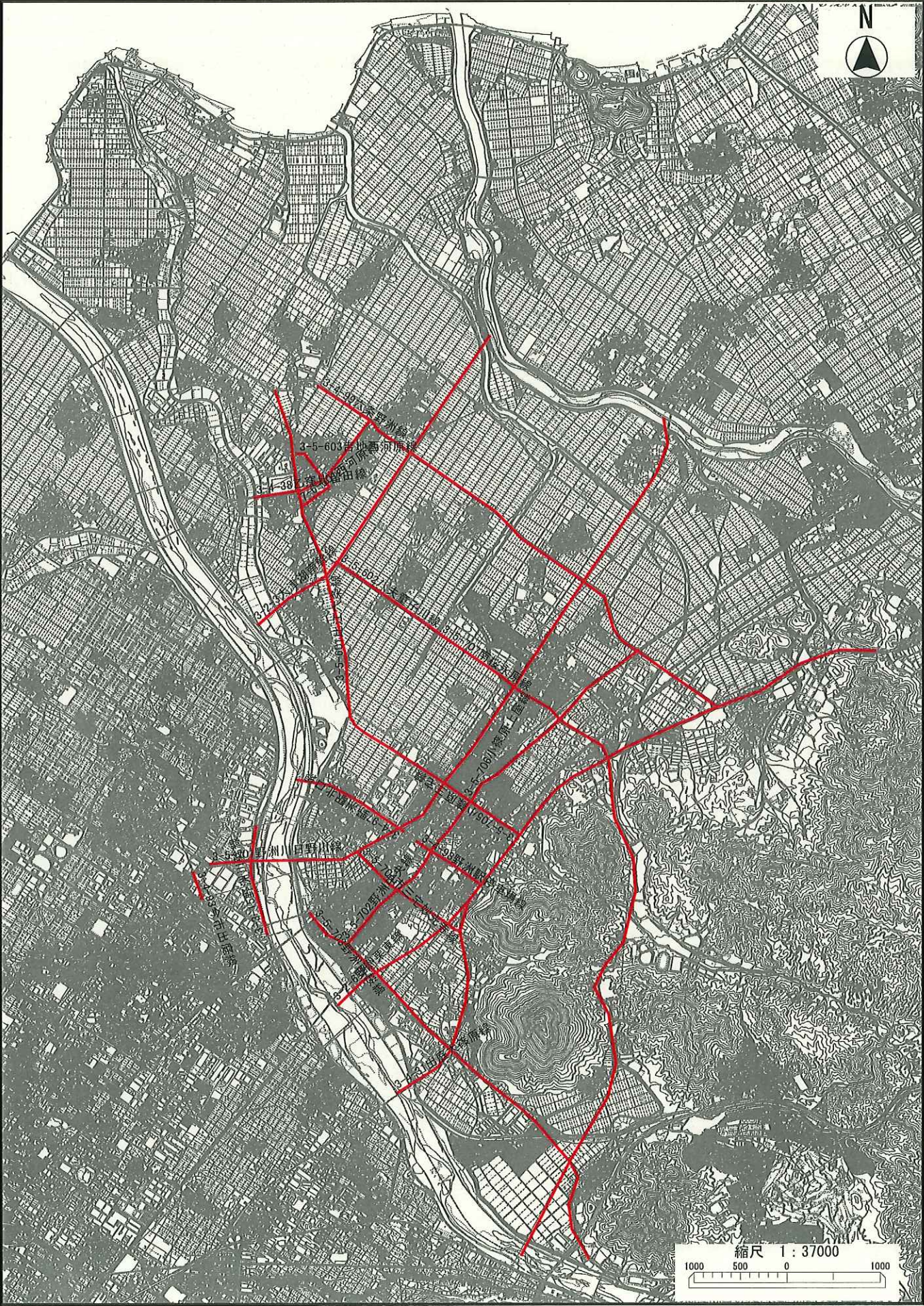
## 都市計画道路3・2・3大津湖南幹線の変更の流れ(滋賀県決定)

- ①h26. 12月 市都市計画審議会にて事前説明
- ②h27. 2月予定 法第18条第1項に基づく  
市町意見聴取  
**⇒市から回答**
- ③h27. 2月予定 図書の縦覧(2週間)
- ④h27. 3月予定 県都市計画審議会
- ⑤h27. 4月予定 決定告示

8



野洲市都市計画道路全図



印刷日時 :

2014年12月15日